

日立化成株式会社の不適切行為に関する 当社原子力発電所への影響について

2018年11月6日
関西電力株式会社

当社は、日立化成株式会社（以下、日立化成）の産業用鉛蓄電池の一部製品における検査成績書への不適切な数値の記載等に関し、当社原子力発電所への影響について自主的に発電設備についての確認作業を進めています。

この度、高浜発電所1、2号機と美浜発電所3号機について確認が完了し、安全性に影響がないことを確認しました。（大飯発電所3、4号機と高浜発電所3、4号機の確認結果は、2018年7月4日掲載済）

<確認結果>

（美浜発電所3号機）

日立化成製の蓄電池は使用していません。

（高浜発電所1、2号機）

日立化成製の蓄電池は使用していますが、発電設備のうち安全上重要な設備へ電源を供給する蓄電池については、不適切行為のあった蓄電池ではありません。

一方、発電設備のうち一般用蓄電池※については、容量検査における数値の記載に不適切行為があったものの、日立化成による社内検査ならびに当社による出荷前の立会検査記録の確認にて、検査データを検証した結果、必要な電池容量が確保されていることを確認し、発電所の安全性に影響はないと判断しました。

※安全上重要な設備へ電源を供給するものではありません。

また、11月2日に日立化成が、産業用鉛蓄電池以外にも新たに不適切行為を行った製品があると発表しましたが、高浜発電所1～4号機の直流電源装置について、当社から日立化成に聞き取りを行った結果、当該直流電源装置は、不適切行為のあった製品ではなかったことから、設備の健全性に問題はなく、発電所の安全性に影響はないと判断しました。

以 上